

平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社インベスターズクラウド  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 古 木 大 咲  
(コード番号：1435 東証第一部)  
問 合 せ 先 執行役員経営管理本部長 高杉 雄介  
(TEL. 03-6447-0651)

### 第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催されました取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第 2 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託（以下「本信託」といいます。）を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）の導入について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

#### 1. 募集の概要

(1)	割 当 日	平成 29 年 5 月 31 日
(2)	発行新株予約権数	1,530 個
(3)	発 行 価 額	1,530,000 円（新株予約権 1 個につき 1,000 円）
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	153,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
(5)	資 金 調 達 の 額	671,670,000 円（差引手取概算額：661,670,000 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：1,530,000 円 新株予約権行使による調達額：670,140,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6)	行 使 価 額	1 株当たり 4,380 円（固定）
(7)	募 集 又 は 割 当 方 法 （ 割 当 予 定 先 ）	受託者 矢崎健二に対して第三者割当の方法によって行います。
(8)	そ の 他	本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社及び当社子会社の取締役及び従業員（以下「当社役職員」といいます。）の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものです。 当社は、一般的に実施されている税制適格ストックオプション及び有償新株予約権を用いたインセンティブプランではなく、本インセンティブプランを活用することにより、当社役職員を対象として、入社日を含む事業年度における当社への貢献度に応じて、予め定めた本新株予約権の交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従って新株予約権を分配することができます。これにより、当社は、当社企業価値の向上に向けた当社役職員の貢献

		<p>を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになり、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランよりも一層、従業員の当社への貢献意欲の向上を図ることができ、また優秀な人材を誘引できるものと期待しております。</p> <p>なお、本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。</p> <p>&lt;主な行使条件&gt;</p> <p>新株予約権者は、平成30年12月期乃至平成33年12月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。</p> <p>(a) 平成30年12月期又は平成31年12月期に営業利益70億円を超過した場合 行使可能割合：33%</p> <p>(b) 平成31年12月期又は平成32年12月期に営業利益100億円を超過した場合 行使可能割合：66%</p> <p>(c) 平成32年12月期又は平成33年12月期に営業利益125億円を超過した場合 行使可能割合：100%</p> <p>なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p>
--	--	---

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

### <本インセンティブプラン導入の目的及び理由>

当社は、当社役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、当社代表取締役である古木大咲を委託者（以下「本委託者」といいます。）とし、矢崎健二を受託者（以下「本受託者」または「矢崎氏」といいます。）とする時価発行新株予約権信託設定契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結し、当社役職員を対象とする本信託を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）を実施いたします。なお、本委託者は、本インセンティブプランの対象外となります。

本インセンティブプランは、本信託契約の内容に従って、3つの以下のプランによって構成されます。

本信託契約上のプランの名称	新株予約権の個数	人事評価期間	新株予約権交付日	新株予約権の行使期間
信託 2019	510 個	平成 29 年 12 月期 ～平成 30 年 12 月期	平成 31 年 3 月 31 日	平成 31 年 4 月 1 日 ～平成 37 年 5 月 30 日
信託 2020	510 個	平成 31 年 12 月期	平成 32 年 3 月 31 日	平成 31 年 4 月 1 日 ～平成 37 年 5 月 30 日
信託 2021	510 個	平成 32 年 12 月期	平成 33 年 3 月 31 日	平成 31 年 4 月 1 日 ～平成 37 年 5 月 30 日

本インセンティブプランでは、本信託契約の定めに従って、本委託者が本受託者に対してその手許資金を信託拠出することで、本受託者がその資金を用いて本新株予約権の総数を引受け、その発行価額に相当する金銭を当社に払い込み、本新株予約権を取得します。

そして、本受託者は、当社の指定に従って、本新株予約権のうち、その3分の1（510個）をインセンティブプラン「信託2019」を通じて平成31年3月31日付で確定する受益者に対して、さらにその3分の1（510個）をインセンティブプラン「信託2020」を通じて平成32年3月31日付で確定する受益者に対して、残り（510個）をインセンティブプラン「信託2021」を通じて平成33年3月31日付で確定する受益者に対して交付します。本インセンティブプランを3つに分割した理由は、このようにして1、2年の人事評価期間が終わる度に本新株予約権を交付することが当社役職員に対する短期的な動機付けとしても適切と考えたからであります。なお、インセンティブプラン「信託2019」のみは人事評価期間が平成29年12月期から平成30年12月期の2事業年度と設定されておりますが、これは平成30年12月期だけでなく、既に開始している平成29年12月期の評価も含めて交付数を決定することがより公平であり、より早期にインセンティブとして機能させるために有効と判断したことによります。また、本新株予約権の行使期間の始期は平成31年4月1日、各インセンティブプランの新株予約権交付日は、それぞれ平成31年3月31日、平成32年3月31日、平成33年3月31日ですが、実際には、受託者より本新株予約権の交付を受けた者（以下「受益者」といいます。）は本新株予約権の交付を受けた日の翌日以降、「1. 募集の概要（8）その他 <主な行使条件>」に記載された業績条件を満たした場合に限り、交付を受けた本新株予約権のうち対応する行使可能割合の個数を行使することができるようになります。

次に、当社による受益者の指定は、予め定められた交付ガイドライン（以下「交付ガイドライン」といいます。）に従い、新株予約権交付評価委員会の決定によって行われます。新株予約権交付評価委員会は、当社が本インセンティブプランのために独自に設置する機関であり、取締役に対する配分に関しては、本委託者を除く監査等委員である取締役によって構成され、その過半数が社外役員であることが求められております。また、従業員に対する配分に関しては、本委託者を除く取締役によって構成されることとされております。

交付ガイドラインには本新株予約権の配分方法としてポイント按分とインセンティブパッケージの2種類が規定されております。ポイント按分とは、本新株予約権のうち、各信託プランの5分の1に相当する個数（102個）について、重い職責を果たす部長以上の当社役職員に対して、その役職に応じた各人に毎事業年度に一定数のポイントを付与し（但し、従業員同様の人事評価が行われる統括部長・部長に関しては、人事評価の結果に応じて変動する形で付与し）、各人が獲得したポイント数に比例按分する形で本新株予約権を配分する方法であり、インセンティブパッケージとは、残余（408個）の本新株予約権について、当社役職員全員を対象として上記人事評価期間において特に優れた功績を上げた者原則上位9名に限定して、予め設けられた個数の新株予約権を交付する方法です。当社グループの企業価値向上のためには、「ネット×リアルで新しいサービスを」という経営理念のもと、主力事業であるアパート経営プラットフォーム「TATERU」事業を広く認知させ収益力の強化を図っていくとともに、ITの技術力を通じてイノベーションを創造し事業規模の拡大と収益の多様化を図ることが必要であると考えております。そのため、このように2種類のインセンティブを用意し、ポイント按分によるインセンティブを部長以上の重い職責を負う当社役職員に対して与える一方、インセンティブパッケージは、広く当社役職員全員を対象に、「TATERU」や当社グループのブランディング、ITの技術力を通じたイノベーション創造等へ大きく携わった者に対して、その功績に見合ったインセンティブとして与えることで、本インセンティブプランが日常的な業務遂行と更なる業績向上の双方に対して効果を発揮することを期待しております。

当社が今般採用いたしました本インセンティブプランは、現在当社または当社子会社に在籍している者のみならず、将来採用される当社役職員に対して、個人ごとの役職や当社への貢献度に応じて、定められた将来の分配時期において本新株予約権の交付対象者とその者に対する交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されている税制適格ストックオプションや有償新株予約権を用いた従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。

即ち、従来型のインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、①役職員の役職や過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならなかったり、②発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、煩雑な発行手続が必要になったりするなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、一旦本受託者に対して発行された本新株予約権を、人事評価期間中の当社役職員の役職や貢献度等に応じて、将来に分配することが可能であるため、将来採用される当社役職員に対して本新株予約権を分配することが可能となるほか、本新株予約権の交付日まで当社または当社子会社に在籍していた当社役職員にのみ本新株予約権を交付することができるなど、従来型のインセンティブプランでは実現し得なかった柔軟な運用が可能となっております。さらに、本インセンティブプランでは、結果的に、限られた個数の本新株予約権を当社役職員で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

加えて、本新株予約権には、営業利益に関する3段階の業績達成条件（70億円、100億円、125億円）を設定しております。当社グループの近年の営業利益は、2014年12月期、2015年12月期、2016年12月期においてそれぞれ9億25百万円（個別）、18億97百万円（個別）、38億3百万円（連結）と増益基調で成長しており、今後もこのような業績成長を維持し事業規模を拡大していくことを目指しております。また、近年の業績成長は、当社グループの主力事業であるアパート経営プラットフォーム「TATERU」事業におけるアパートの年間販売棟数の増加（成約棟数ベースで、2015年12月期438棟、2016年12月期687棟（前年比249棟増）。なお、2014年12月期は未上場のため非公表。）が大きく寄与しており、今後も年間販売棟数を毎期200棟程度ずつ増加させることを目標としているため、当該目標に基づき想定した上記の3段階の営業利益の達成を条件として設定することにいたしました。

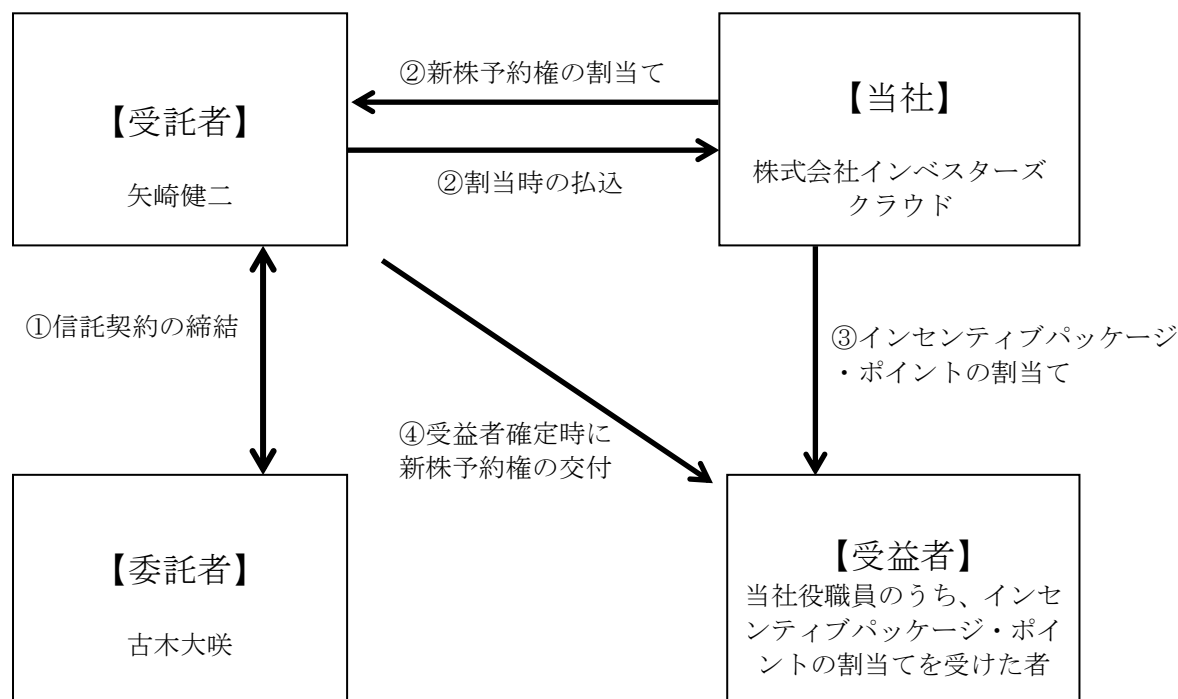
なお、これらの業績達成条件を、過去の業績水準と比較して、一段と高い位置に設定しておりますが、高い業績目標を定めることで当社役職員の業績達成意欲をより一層向上させ、当社グループの業績目標の達成を通じて、当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待できます。

以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

#### <本信託の概要>

名称	時価発行新株予約権信託設定契約
委託者	古木 大咲
受託者	矢崎 健二
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者（受益者確定手続を経て特定されるに至ります。）
信託契約日（信託期間開始日）	平成29年5月26日
信託期間満了日 （本新株予約権の交付日）	信託2019 平成31年3月31日 信託2020 平成32年3月31日 信託2021 平成33年3月31日
信託の目的	本新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とします。
受益者適格要件	各信託期間満了日時点の当社役職員のうち、本信託契約に基づき、将来時点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日である平成29年5月26日付で定められる予定の交付ガイドラインに規定されており、その内容は、上記<目的および理由>記載の通りです。

<本インセンティブプランの概要図>



- ① 本委託者である古木大咲が本受託者である矢崎氏との間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。
- ② 当社は、①の信託設定を前提に、平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会決議に基づき、本受託者に対して本新株予約権を発行し、本受託者は、上記①で拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約権を引き受けます。そして、本新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本新株予約権を信託期間満了日まで保管します。
- ③ 当社役職員は、人事評価期間中の当社又は当社子会社における役職や貢献度等に応じて、交付ガイドラインに基づき、本新株予約権を交付する際の個数の基準となるインセンティブパッケージ又はポイントが与えられます。
- ④ 本信託の信託期間満了時（交付日）に、受益者が確定し、与えられていたインセンティブパッケージ又はポイントの数に応じて、本受託者が保管していた本新株予約権が受益者に分配されます。

※本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の普通株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

※本受託者が死亡した場合には、信託法第 62 条第 1 項に基づき、本信託契約に基づき新たな受託者が選任されることとなります。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
671,670,000円	10,000,000	661,670,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(1,530,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(670,140,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社役職員の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者から本新株予約権の交付を受けた当社役職員の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

### 5. 発行条件等の合理性

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングに本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議前取引日の東京証券取引所における当社株価終値4,380円/株、類似上場会社の株価変動性(ボラティリティ)平均値47.38%、配当利回り0.34%、無リスク利率-0.01%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額4,380円/株、満期までの期間8年、業績条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、1個当たりの評価結果を1,000円と算出しております。なお、上記のとおり、当社は信託を3種類設定しておりますが、各信託において保管される本新株予約権は、それぞれ同一の内容のものであるため、1種類の新株予約権として満期日に行使されることを前提に評価されており、新株予約権が割当日から満期日までの期間を前提条件として評価されているため、各信託の分配時期による実質的な行使期間の長短の違いは考慮しておりません。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額である1,000円に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成29年5月12日)の東京証券取引所における普通取引の終値4,380円を参考として、当該終値と同額の1株4,380円に決定いたしました。

さらに、当社監査等委員会から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 153,000 株（議決権数 1,530 個）であり、平成 28 年 12 月 31 日現在の当社発行済株式総数 15,290,200 株（議決権数 152,880 個）を分母とする希薄化率は 1.00%（議決権の総数に対する割合は 1.00%）に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社役職員の一体感との結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める時価総額及び業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

なお、本新株予約権の行使により発行される株式の総数 153,000 株に対し、当社普通株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は約 148,000 株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様への利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

氏名	矢崎 健二	
住所	大阪府吹田市	
職業の内容	税理士（あいわ税理士法人所属）	
上場会社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	受託者の所属する税理士法人は、当社の税務顧問であり、顧問契約に従って毎月顧問料を支払っており、当社の税務に関する諸手続きを行っております。

(注) 1. 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成 29 年 5 月 15 日現在のものです。

2. 当社は、割当予定先から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても、当社が契約をしている専門の調査機関（株式会社エス・ピー・ネットワーク、東京都杉並区、代表取締役渡部洋介）のシステムに照会をかけることにより割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に確認しており、割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社が、本受託者を本新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本信託では、本受託者である矢崎氏の厚意により、受託に際して信託報酬が生じない民事信託が採用されております。営利を目的とする業としての信託（商事信託）ではない民事信託では、信託銀行又は信託会社以外でも受託者となるのが許容されており、信託報酬が生じない点などにおいてインセンティブプラン全体に要するコストの類を一般的に安価に収めることが可能となります。

また、業務内容の点から見ても、本信託における本受託者の主たる業務は、①信託期間中に当該本新株予約権を管理すること、②信託期間満了日に本新株予約権を受益者へ分配すること及び③本信託の維持に係る法人税を納付すること等に限定されているため、当社は、信託銀行又は信託会社でなくとも当該事務を遂行することは十分に可能と判断いたしました。

次に、本受託者は、税理士業を業としており、本信託の受託者として必要とされる毎事業年

度の納税事務を行う能力においても何ら問題はないものと判断いたしました。

さらに、本受託者の所属するあいわ税理士法人は、当社の税務顧問であるため、本受託者は当社への理解及び当社との信頼関係においても十分に信頼に足りると判断いたしました。

以上の理由から、当社は、矢崎氏を本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である矢崎氏は、本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を、信託期間満了日（信託 2019：平成 31 年 3 月 31 日、信託 2020：平成 32 年 3 月 31 日、信託 2021：平成 33 年 3 月 31 日）まで保有し、その後、受益者（受益者適格要件を満たす者のうち受益者となる意思表示をした者）へ交付することとなっております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭として、委託者から拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨を信託契約書で割当予定先に確認するとともに、委託者個人資産として当初信託金を十分に保有している旨を委託者の預金通帳の写しにより確認を行っております。

(5) その他重要な契約等

上記の本信託契約のほか、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後	
古木 大咲	62.06%	古木 大咲	61.45%
石井 啓子	7.42%	石井 啓子	7.34%
BBH(LUX)FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	1.70%	BBH(LUX)FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	1.68%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	1.13%	日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	1.12%
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG 証券株式会社)	0.91%	MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG 証券株式会社)	0.90%
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社 (信託口)	0.88%	日本マスタートラスト信託銀行株式 会社 (信託口)	0.87%
日本証券金融株式会社	0.86%	日本証券金融株式会社	0.85%
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS (常任代理人 バークレイズ証券株 式会社)	0.83%	BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS (常任代理人 バークレイズ証券株 式会社)	0.82%
山本 千賀子	0.77%	山本 千賀子	0.76%
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT (常任代理人 クレディ・スイス証券 株式会社)	0.77%	CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT (常任代理人 クレディ・スイス証券 株式会社)	0.76%

(注) 1. 募集前の保有比率は、平成 28 年 12 月 31 日現在の株主名簿上の議決権数を基準としております。

2. 募集後の保有比率は、平成 28 年 12 月 31 日現在の所有議決権数を、平成 28 年 12 月 31 日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。

3. 上記表中の持株比率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して算出しております。



4. 割当予定先である矢崎氏は、割当られた本新株予約権の信託に係る事務手続き及び管理を行うことだけを目的とし、信託満了後は本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を受益者へ交付することを約していることから、募集後の大株主及び持株比率には表示しておりません。
5. 本インセンティブプランの性質上、現時点では、本新株予約権の交付を受ける受益者が確定していないことから、受益者は募集後の大株主及び保有比率には表示しておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、平成 29 年 2 月 9 日に発表いたしました平成 29 年 12 月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績

決算期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
( 連 結 ) 売 上 高	14,614,749 千円	21,512,531 千円	37,915,158 千円
( 連 結 ) 営 業 利 益	925,114 千円	1,897,407 千円	3,806,736 千円
( 連 結 ) 経 常 利 益	941,084 千円	1,884,005 千円	3,803,998 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	554,389 千円	1,127,637 千円	2,354,217 千円
1 株当たり (連結) 当期純利益	78.72 円	158.83 円	153.97 円
1 株 当 たり 配 当 金	11,300 円	20 円	20 円
1 株 当 たり ( 連 結 ) 純 資 産	254.79 円	501.01 円	394.43 円

(注 1) 平成 28 年 12 月期より連結財務諸表を作成しているため、平成 27 年 12 月期以前は個別財務諸表の数値を示しております。

(注 2) 平成 27 年 10 月 5 付で当社普通株式 1 株につき 800 株、平成 28 年 7 月 1 日付で当社普通株式 1 株につき 2 株の割合をもって株式分割が行われたことを踏まえ、事業年度の期首に株式分割が行われたものと仮定し、1 株当たり (連結) 当期純利益、1 株当たり配当金及び 1 株当たり (連結) 純資産額を算出しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	15,290,200 株	100.0%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	2,200,164 株	14.4%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
始 値	—	3,615 円	2,233 円
高 値	—	5,180 円	8,125 円
安 値	—	2,588 円	1,958 円
終 値	—	4,600 円	4,095 円

(注1) 平成28年7月1日付で当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割が行われたことを踏まえ、事業年度の期首に株式分割が行われたものと仮定し、小数点第1位を四捨五入して当該数値を算出しております。

(注2) 当社は平成27年12月3日をもって東京証券取引マザーズ市場に上場いたしましたので、それ以前の株価については、該当事項はありません。

② 最近6か月間の状況

	12月	1月	2月	3月	4月	5月
始 値	4,100 円	4,165 円	3,835 円	5,330 円	4,680 円	4,150 円
高 値	4,135 円	4,265 円	5,390 円	5,570 円	4,745 円	4,555 円
安 値	3,500 円	3,805 円	3,690 円	4,355 円	3,935 円	3,920 円
終 値	4,095 円	3,865 円	5,310 円	4,690 円	4,165 円	4,380 円

(注) 平成29年5月の株価については、平成29年5月12日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

	平成29年5月12日
始 値	4,480 円
高 値	4,480 円
安 値	4,360 円
終 値	4,380 円

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

・公募増資

払込期日	平成27年12月2日
調達資金の額	722,568,000 円
発行価額	1株につき1,870 円
募集時における発行済株式数	7,061,600 株
当該募集による発行株式数	420,000 株
募集後における発行済株式総数	7,481,600 株
発行時における当初の資金用途	広告宣伝費 790,489 千円、コンテンツ拡充費用等 80,000 千円、人件費 20,000 千円
発行時における支出予定時期	平成27年12月期～平成29年12月期
現時点における充当状況	現時点までにおいて、当初の予定どおり充当中であります。

・オーバーアロットメントによる売出しに係る第三者割当による新株式発行

払 込 期 日	平成 27 年 12 月 24 日
調 達 資 金 の 額	281,285,400 円
発 行 価 額	1 株につき 1,870 円
募 集 時 お け る 発 行 済 株 式 数	7,481,600 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	163,500 株
募 集 後 お け る 発 行 済 株 式 総 数	7,645,100 株
割 当 予 定 先	株式会社 S B I 証券
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	広告宣伝費 790,489 千円、コンテンツ拡充費用等 80,000 千円、人件費 20,000 千円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成 27 年 12 月期～平成 29 年 12 月期
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	現時点までにおいて、当初の予定どおり充当中であります。

## 株式会社インベスターズクラウド第2回新株予約権 発行要項

### 1. 新株予約権の数

1,530 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 153,000 株とし、下記 3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、1,000 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 4,380 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、

合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 37 年 5 月 30 日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 本新株予約権者は、平成 30 年 12 月期乃至平成 33 年 12 月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月 1 日から行使することができる。
  - (a) 平成 30 年 12 月期又は平成 31 年 12 月期に営業利益 70 億円を超過した場合  
行使可能割合：33%
  - (b) 平成 31 年 12 月期又は平成 32 年 12 月期に営業利益 100 億円を超過した場合  
行使可能割合：66%
  - (c) 平成 32 年 12 月期又は平成 33 年 12 月期に営業利益 125 億円を超過した場合  
行使可能割合：100%なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- ③ 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、従業員または監査役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成 29 年 5 月 31 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成29年5月31日

以上